

Title	明治時代の農業と製糸業の発展
Sub Title	Development of agriculture and silk manufacture in the Meiji period
Author	高山, 隆三(Takayama, Ryuzo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1962
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.1 (1962.) ,p.61- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連： 長野県諏訪市湖南南真志野：中間報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治時代の農業と製糸業の発展

Development of Agriculture and Silk Manufacture in the Meiji Period

高 山 隆 三

Ryuzo Takayama

は し が き

本稿が取り扱う問題は、南真志野の農業構造が器械製糸業の発展と如何なる関係をもち、また製糸業の発展が如何に農業構造を変化させたかを、明治10年代より30年代にかけて検討することである。本稿はしかし、明治10年代より30年代にかけての湖南村の歴史的断面をとりあつかうに過ぎない。湖南村経済構造の把握は資料的制約のため、外観をなでたにひとしい。

さて本稿は、明治9年、21年、36年の南真志野土地所有規模別農家構成とその異動、湖南村農業構造、器械製糸業と土地所有、器械製糸業発展条件の検討を内容としている。諏訪地方においては「農地改革にいたるまで、寄生地主を成立せしめなかったいわば自作農地帯である。」「すぐれて高い生産力水準を示しながら、地主制を生まなかったことは、きわめて特徴的な事実といわねばならない。」(海野福寿「明治初年における小農の発展的形態」(「歴史学研究」No. 227))といわれることに疑問なしとはいえない。また矢木明夫氏は「産業資本の未確立な形成期にあって、個別資本はきわめて不安定な形で、競争を通じはげしく分解しているのであって、従って上昇発展しつつある製糸業資本家も、その不安定性に対処するため土地集中によって土地所有の上に安定を求めようとしたのである。」(「日本近代製糸業の成立」

252頁)といわれるが、土地所有の上にはかに安定を求めるのか、その意味が明らかではないと思われる。これらの点をあわせて検討するものであるが、器械製糸資本の蓄積発展、生産過程の分析、また養蚕経営の発展に就いては本稿では取りあげる余地がなくなり、別稿にゆずらざるをえなかった。

1. 南真志野における耕地所有規模別構成と農家異動

1 耕地所有規模別農家構成

南真志野における明治初年より明治中期にかけての耕地所有規模別農家構成は第1表の如くである。明治9年「名寄帳」によれば、耕地所有者総数は174名(明らかに同一家族の者は一括した)であり、そのうち、3反未満所有者108名、62.1%を占め、3反～5反未満の耕地所有者は14.4%であり、両者を合計すると、全所有者の76.5%にのぼっている。5反～1町所有者は19%弱であり、1町以上所有者は5%にすぎなかった。一方、明治9年南真志野において、最高耕地所有者は、名主の家柄であり、生糸商であり、当時から製糸を行っていたといわれる金子長内家の2町3反2畝であり、大規模な土地集中はすすんでいなかったといえるであろう。耕地2町以上所有者はその他、寺(善光寺)と、生糸商・製糸業者である関初平家、名主の家柄である原忠三郎家であっ

第1表 沢別耕地所有階層別年次別農家戸数

年次	総数	3反未満	3~5反	5~7反	7反~1町	1町~1.2町	1.2~1.5町	1.5~2町	2町~	備考			
										1町5反以上耕地所有者名			
南 沢	明治9年	53戸	33戸	4戸	8戸	6戸	1戸	戸	戸	1戸	善光寺		
	21年	49	34	8	5	1				1	〃		
	36年	53	37	6	4	4	1			1	〃		
野明沢	9年	40	26	7	2	4				1	金子長内		
	21年	39	26	8	2	2		1					
	36年	34	20	8	2	1	2			1	金子長内		
西 沢	9年	40	23	8	4	4	1						
	21年	36	21	6	5	1	1	1	1		中沢盛雄		
	36年	30	18	4	4	1	1	1		1	関利右衛門		
仲村沢	9年	41	26	6	1	3	1		2	2	2町以上 関初平	原沢之丞	1.5~2町
	21年	39	27	1	4	3		1	1	2	藤森宗治 関初平	竜雲寺	竜雲寺
	36年	37	23	2	4	1	3	1	1	2	関初平 竜雲寺	関初平 藤森宗治	藤森宗治
総 計	9年	174	108	25	15	17	3		2	4	備考 明治9年「持地名寄帳」		
	21年	123	108	23	16	7	1	3	2	3	明治36年「土地所有者名寄帳」		
	36年	154	98	20	14	7	7	2	1	5			
総 計 (%)	9年	100.0	62.1	14.4	8.6	9.8	1.7		1.1	2.3			
	21年	100.0	66.3	14.1	9.8	4.4	0.6	1.8	1.2	1.8			
	36年	100.0	63.6	13.0	9.1	4.6	4.6	1.3	0.6	3.2			

た。

このように、明治初年の南真志野においては、耕地所有状況は、多数の極めて零細な耕地所有者の存在、他方、大規模土地集中者が存在しないという、総じて所有の零細性として特徴づけられるべき性格を示している。そして、2町以上の上層耕地所有者は、寺を除いて3名のうち2名までが製糸関係者であり、その2名は明治11年に器械製糸を開始している。

この所有の零細性は明治21年、36年においても一貫するところの性格であった。明治21年には、明治6年に比し、更に5反未満所有者の占める割合が増加し、80.5%を占め、また5反~1町層が大幅に減少し、明治9年の32戸から23戸となった。この層で特に7反~1町所有が、17戸から7戸に10戸減少し、5反~7反所有は15戸から、16戸へと1戸増加している。1町以上所有は、明治9年の5.1%から5.4%へと増加しているが戸数としては同一の9戸であった。すなわち、この間に耕地所有者は11戸減少した結果、

5反未満所有者、および1町以上所有者の割合が増加したのである。明治9年から明治21年の間でも、耕地の集中は行われていなかった。明治21年に南真志野の最高耕地所有は、龍雲寺の6町4反2畝であった。明治9年同寺の耕地は約1町8反であり、この間に4町6反2畝増加したのであるが、これは、所有山林を桑畑に変換したからにほかならない。龍雲寺・善光寺を除けば、明治21年に2町以上耕地を個人有しているのは、関初右衛門の実家（初平は養子である）であり、関家の製糸業の経営とも関係の深い藤森宗治家（明治9年所有耕地1町1反）の2町2反のみであり、この間に、関家、金子家、原家ともに耕地を減少させている。

耕地異動については後に検討することにして、明治36年の耕地所有構成をみると、総戸数が21年に比し、さらに9戸減少しており、明治9年に較べれば、20戸、約12%の減少である。先に述べた如く、明治9年から21年には7反から1町層において戸数の減少がみられたのであるが、明

治 21 年より、明治 36 年の間では、5 反未満層に特に激しく 21 年の 131 戸から 36 年には 118 戸、13 戸の減少をみる。総戸数も減少していることから、割合としても、5 反未満の比重は 4% 21 年より低下している。5 反～1 町層は 2 戸減少しているが、そのうち 7 反～1 町層は、21 年と同数の 7 戸であり、5 反～7 反層が 2 戸減少したのである。すなわち、明治 21 年から 36 年までの間では、7 反以下の所有者が減少している。一方同時期に 1 町以上層は 9 戸から 15 戸へと大幅な増加をみ、割合も 5.4% から 9.7% へと 4.3% 増加したのである。特に 1 町から 1 町 2 反層は 1 戸から 7 戸へと増加している。1 町～1 町 5 反、1 町 5 反から 2 町層は各 1 戸ずつ減少しているが、2 町以上層は、3 戸から 5 戸へと増加している。

2 町以上層の 5 戸は、21 年と変りがない龍雲寺、善光寺と、関初平家、金子長内家、関利右衛門家である。関初平家、金子家は、明治 21 年に耕地を減少させているが、36 年には旧に復し、金子家は 2 町 2 反 5 畝の耕地を所有している。関利右衛門家は、明治 9 年の所有耕地 1 町 8 畝、明治 11 年、10 人取器械製糸を開始しており、明治 21 年には所有耕地 1 町 3 反 6 畝、36 年、2 町 1 反 4 畝と所有規模を拡大してきている。

すなわち、南真志野の耕地所有規模別農家構成の明治 9 年より 36 年に至る推移は、第 1 に、総所有者の 21% の減少、第 2 にその減少は、総じて 1 町以下層の減少であり、第 3 に時期的にみれば、9 年より 21 年には 7 反～1 町層の減少、21 年より 36 年では 7 反以下の減少、1 町以上層の増加という現象をとっている。この現象は、個々の農家の所有耕地の増減、新規耕地所有者の出現耕地喪失者の消滅の結果にほかならない。次にこのような耕地所有規模別構成をとるにいたった所有規模別農家の異動を検討しよう。

2 耕地所有規模別農家異動

明治 9 年より 21 年、21 年より 36 年において耕地所有規模別に個々の農家がどのように耕地所有規模を変化したかを示したのが第 2 表・第 3 表である。そして、各々の年次で総戸数に対し同一

所有規模にある率を同一規模存続率、所有規模を縮小した率を下向率、所有規模を拡大した率を上向率として、耕地所有規模別に整理したのが第 4 表・第 5 表である。

明治 9 年より 21 年に至る変化をみると、その間に同一規模であったものは、49 戸、同一規模存続率 28% にすぎず、異動は極めて激しいものであった。所有規模を縮小した家は 86 戸、下向率 49.4%、そのうち 17 戸は無所有に転じている。所有規模を拡大した者は 39 戸、上向率 22.5% であった。これを耕地規模別に検討するならば先ず 1 反未満では同一規模存続率が 48% と平均より高く、また上向率が下向率を上廻っているが、1 反から 3 反の規模では下向傾向が強く、58 戸中、37 戸が規模を縮小し、上向農家は 8 戸にすぎない。耕地所有規模別構成では、明治 9 年、21 年の両年とも、3 反未満農家数は 108 戸で不変であったが、異動表に示されるように、不変とあらわれる中に激しい異動があったのであり、不変であったのは、耕地喪失農家、17 戸、上向農家 7 戸、計 23 戸の減少を、新規土地所有者 5 戸 3 反以上層の 3 反未満層への耕地縮小者 18 戸が補った結果である。

3 反から 5 反層では、同一規模存続率が 25% と低いが上向率 35% と高まり、下向率は 40% に低まる。5 反から 7 反層、7 反から 1 町層では、同一規模にとどまる家は少なく、下向率が、5 反～7 反層では 73.3%、7 反～1 町層では 64.7% と高まる。規模別構成の変化で、先に述べた如く、7 反から 1 町層がこの時期に大幅に減少しているのは、この層の農家が上向した結果ではなく、耕地を減少させた結果にほかならない。またこの変動の振幅も激しく、例えば 9 反から 1 町の所有農家 5 戸のうち、1 戸が同一規模、2 戸が 3～4 反層に、1 戸が 2～3 反層に、1 戸が 1 反未満へと転じている。1 町～2 町層は 5 戸のうち 3 戸が規模拡大、2 戸が規模縮小となっており、こゝで上向率が下向率を凌駕するにいたるが、2 町以上層ではまた 4 戸中 3 戸が規模を縮小している。総じて 1 町以下層は下向傾向 1 町～2 町層は上向傾向、また 2 町以上層は下向傾向がみられ、

第2表 南真志野耕地所有規模別農家異動(明治9年~21年)

		明治9年 總計	明治36年														
			0	反 0~1	反 1~2	反 2~3	反 3~4	反 4~5	反 5~6	反 6~7	反 7~8	反 8~9	9~ 10反	10~ 12反	12~ 15反	15~ 20反	20反 以上
明治 九年	0~1 反	50 戸	12戸	24戸	12戸	2戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	1~2	22	2	14	4	1				1							
	2~3	36	3	11	7	9	4	1		1							
	3~4	11		1	1	3	3	2		1							
	4~5	14		1	2	1	1	4	2	2	1						
	5~6	7			1	1			2	2			1				
	6~7	8				2	1			4				1			
	7~8	8					2			2			1	1		1	
	8~9	4		1		1	1					1					
	9~10	5		1		1	2						1				
	10~12	3		1											1		1
	12~15																
	15~20	2									1						1
	20反以上	4									1				1	1	1
總計	174	17	54	27	21	14	9	10	6	2	2	3	1	3	2	3	
新規耕地所有農家数			3	2	1												
明治21年農家数	163	57	29	22	14	9	10	6	2	2	3	1	3	2	3		

備考 第一表に同じ

第3表 南真志野耕地所有規模別農家異動(明治21年~36年)

		明治21年 總計	明治36年													
			0	反 0~1	反 1~2	反 2~3	反 3~4	反 4~5	反 5~6	反 6~7	反 7~8	反 8~9	9~ 10反	10~ 12反	12~ 15反	15~ 20反
明治 二 年	0~1 反	57	22戸	22戸	6戸	3戸	1戸	2戸	1戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	1~2	29	3	6	10	5			1							
	2~3	22	7	5	3	4	4	2	1							
	3~4	14	2			5	3		3			1				
	4~5	9	1			1	1	2	1	2	1					
	5~6	10		1		1		2	2	2		1		1		
	6~7	6		1			1				1	1		2		
	7~8	2												2		
	8~9	2										1			1	
	9~10	3							1				1			
	10~12	1											1			
	12~15	3													1	
	15~20	2	1													
	20反以上	3														1
總計	163	36	35	19	19	10	8	10	4	2	4	1	7	2	1	5
新規耕地所有農家数			18	5	2	2										
明治36年農家数	154	53	24	21	12	8	10	4	2	4	1	7	2	1	5	

備考 第二表に同じ

第4表 明治9年～21年農家異動率

	明治9年	明治21年に 同一規模の農家 数	明治21年に 耕地を縮小した 農家数	明治21年に 耕地を拡大した 農家数	明治9年 総数	同一規模 存続率	下向 率	上向 率
0～1反	50戸	24戸	12戸	14戸	100.0%	48.0%	24.0%	28.0%
1～2	22	4	16	2	100.0	18.2	72.7	9.1
2～3	36	9	21	6	100.0	25.0	58.4	16.6
3～4	11	3	5	3	} 100.0	25.0	40.0	35.0
4～5	14	4	5	5				
5～6	7	2	4	1	} 100.0	13.3	73.3	13.3
6～7	8		7	1				
7～8	8		4	4	} 100.0	11.8	64.7	23.5
8～9	4	1	3					
9～10	5	1	4		} 100.0	0	33.3	66.6
10～12	3		1	2				
12～15					} 100.0	0	50.0	50.0
15～20	2		1	1				
20反以上	4	1	3			25.0	75.0	
	174	49	86	39	100.0	28.1	49.4	22.5

第5表 明治21年～明治36年農家移動率

	明治21年 戸数	明治36年に 同一規模の農家	明治36年に 規模を縮小した 農家	明治36年に 規模を拡大した 農家	明治21年 総数	同一規模 存続率	下向 率	上向 率
0～1反	57戸	22戸	22戸	13戸	100.0%	38.6%	38.6%	22.8%
1～2	29	10	13	6	100.0	34.4	44.8	20.8
2～3	22	4	11	7	100.0	18.1	50.0	31.9
3～4	14	3	7	4	} 100.0	21.8	43.5	34.7
4～5	9	2	3	4				
5～6	10	2	4	4	} 100.0	12.5	37.5	50.0
6～7	6		2	4				
7～8	2			2	} 100.0	25.0		75.0
8～9	2	1		1				
9～10	3		1	2	} 100.0		100.0	
10～12	1		1					
12～15	3	1		2	100.0	33.3		66.7
15～20	2		1	1	100.0		50.0	50.0
20反以上	3	2	1		100.0	66.7	33.3	
計	163	47	66	50	100.0	28.8	40.5	30.7

また全体として極めて激しい異動があったものといえよう。強い下向傾向の中で、耕地規模をかなり拡大してきているものが5反から7反層においてあらわれている。明治9年7反2畝、明治21年1町7反9畝と1町余耕地を拡大した中沢盛雄家は、北真志野の大地主中沢磯右衛門家の分家で

この時期に土地を大きく譲られたのである。その他耕地規模を拡大しえた事情を個々について明らかにすることはできないのであるが、1反・2反の耕地規模の拡大については、その一因をなしているものが、畑の増歩、山林、秣場の開墾、主として桑畑への変換にあったことが注目される。先

に述べたように一躍4町歩余耕地を拡大した龍雲寺に典型的に見られるように、この時期に南真志野においても桑園の増加が著しくなってきたようである。一方耕地の喪失は、主に水田であった。明治9年耕地2町内、水田1町8反4畝・畑、1反6畝を所有していた原忠三郎家は明治21年には水田4反9畝、畑2反の所有となっている。前記金子家も、田1町3反6畝を主に明治10年から21年の間に売却している。そしてまた、主に16年から20年までに5反7畝購入し、その結果、明治9年水田1町6反6畝から明治21年、9反

第6表 南真志野主要土地所有者

		明治9年	明治21年	明治36年
関初平	田	108.24	73.24	109.08
	畑	91.27	83.20	93.16
	山林	103.02	99.21	97.17
	宅地	21.15	18.00	29.05
金子長内	田	166.22	91.27	132.21
	畑	65.15	49.06	92.18
	山林	43.10	43.10	
	宅地	18.06	19.03	46.29
原源之丞 (忠三郎)	田	184.00	49.21	71.21
	畑	16.27	19.28	45.25
	山林	71.15	54.21	75.25
	宅地	10.03	10.03	1.03
関利右衛門	田	81.00	102.21	132.04
	畑	27.13	33.19	82.05
	山林	41.29	43.11	36.27
	宅地	10.12	13.18	14.18
竜雲寺	田	139.23	160.24	160.24
	畑	39.28	481.28	481.28
	山林	682.05	253.02	253.02
	宅地	41.03	41.03	41.03
善光寺	田	125.00	137.00	133.02
	畑	105.13	117.12	151.19
	山林	413.00	413.00	400.14
	宅地	29.15	29.15	35.06
藤森宗治	田	75.18	117.05	104.16
	畑	34.21	102.21	47.06
	山林	22.04	37.07	22.28
	宅地	4.13	12.02	10.07

備考 第一表は同じ

2畝となっている。畑は6反5畝から4反9畝へと1反6畝の減少である。(第6表参照)

明治21年より36年にかけては耕地所有規模が不変の率は、明治9年から21年の期間とほぼ同じで、29%であるが、この時期は前期の下向傾向に対し所有規模拡大傾向が強まってきたことが指摘される。1反未満層では前期より同一規模存続率は約10%低下し、38%となり、また下向率が15%高くなり、39%となっており、この層は前期よりも激しく下向しているのであるが、1反以上の層では、同一規模存続率・上向率ともに高まるが、同一規模存続率が高まらぬ2反〜3反層の場合でも、下向率は低まり、大幅に上向率が増加している。(16.6%から32%へ)。概して、5反以上層では上向率が下向率を上廻る傾向となっている。前期では耕地規模縮少の中心層であった7反〜1町層はこの時期には、強い上向傾向に転じている。明治21年1町から1町2反層は1戸であったものが明治36年に7戸と増加したのもこの時期に5反〜1町層から7戸、その層に上昇したからで、明治21年にその層にあった1戸は9反〜1町層に規模を縮少しているの、1町〜1町2反層はその構成農家を一新している。

前期に比べ強い上向傾向を示してきながら、一方、この時期には、前期よりも耕地を喪失し、無所有となる者が多く、36戸を数える。しかし他方新規に耕地所有者となったものが27戸あることが注目される⁽¹⁾。

地目別に耕地の移動を検討すると、この時期にも、山林、原野、秣場の開墾、桑畑への転換が進められていたことが知られる。3反未満の耕地所

⁽¹⁾ 新規土地所有者となった者の性格については一部しか明らかにしえない。分家、新規に耕地を購入した者の他は、土地所有名義変更によるものもあるが、誰から譲られたものか明らかにしえない。従って、新規土地所有者が二八名あっても、それが「家」として新たに「新設」されたものとは限らない。同じように明治21年に「土地名寄張」にその名がみえ、明治36年にはその名を見出すことの出来ないものの中には明らかに土地売却、北海道移住した者もあるが、単に名義が変更されたものもあろう。「新規所有」「無所有」者の中には不明を含んでいるのである。

有者が規模を拡大するのは、多くは畑の規模拡大であり、水田所有規模の拡大は、顕著ではなく、また、新規耕地所有者となった者の、その耕地は殆んど畑であった。明治 36 年に 2 町以上の耕地所有に復した金子家では、明治 21 年水田 9 反 2 畝、畑 4 反 9 畝から、明治 36 年、水田 1 町 3 反 3 畝、畑 9 反 2 畝へと、水田、4 反 1 畝、畑 4 反 3 畝の増加をみる。畑 4 反 3 畝の増加は山林の転換であり、主に水田の集中がすゝめられていることが知られる。また関初平家もこの間水田 3 反 5 畝、畑 1 反を増加させ、水田の集中傾向が強い。水田の集中傾向は、上層耕地所有者においてなおすゝめられていたものといえるであろう。

以上の如く、耕地所有規模別農家異動の面よりみるならば、南真志野においては、明治 9 年より 36 年の間で、時点は確定しえないが、1 町以下層の全面的下向傾向から、5 反以上層の上向的傾向への転換がなされたことが知られる。すなわち、南真志野においてもいわゆる体制的沈滞期にかなり激しい土地所有の変動があり、その後に土地所有の拡大が進行してきたものといえよう。明治 9 年より 21 年の間に、土地喪失が南真志野では進行しながら、大規模な土地集中者は南真志野ではあらわれていないことは資料によって知られるのであるが、では失われた土地は、誰の所有に帰していったのであろうか。関初平家の明治 9 年より 21 年の間の土地移動・その売買の相手先を整理すると第 7 表の通りである。土地移動の相手先は、15 件のうち 11 件が南真志野、3 件が北真志野、1 件のみが他村（豊田村）となっている。購入者は主に明治 11 年から 14 年までは南真志野の 4.5 反層と 1 反未満層、18 年、19 年には北真志野の地主と南真志野の 4.5 反層が入手している。この 1 例のみで、土地移動の傾向を論ずることはできないが、明治 9 年から 21 年の間でも南真志野耕地は、北真志野の土地所有者の手にも移っていったようである。北真志野における主なる土地所有者の土地所有を明治 9 年、21 年、36 年について示したのが第 8 表である。明治 9 年に中沢磯右衛門家は耕地を 10 町歩所有しており、そして明治 17 年の所有水田 8 町 1 反 4 畝のうち、

第 7 表 関家年次別耕地移動（売却）

年	田・畑	相手氏名	相手部落	耕地 所有面積	明治 9 年 所有面積
明治 11 年	田 1.24	金子友三郎	北真志野		57.19
"	1.06	原仙右衛門	南真志野		5.00
12	2.15	池田鉄三郎	"		44.25
14	1.00	関松三郎	"		0
"	3.12	関吉左衛門	"		1.21
19	7.03	関喜代治	"		42.04
"	11.18	藤森清蔵	"		57.26
"	15.00	金子捨助	北真野		146.21
"	4.03	原寅吉	南真志野		1.06
11	畑 2.03	原仙右衛門	前出		
"	4.03		豊田村へ		
12	1.06	原平八	南真志野		19.206
14	12.18	関吉左衛門	前出		
18	10.03	中沢佐金治	北真志野		98.13
19	7.09	藤森宗治	南真志野		110.09
計	82.03				

南真志野分は 4 町 4 反 6 畝となっている。磯右衛門家の本家である中沢佐金治家も明治 9 年に耕地 6 町 9 反 8 畝を所有しており、21 年までに、さらに 1 町 2 反耕地所有を拡大している。両中沢家の土地集中の時期と仕方、その性格については今後の研究によって果されなければならないが、南真志野地域のみでは明らかではない土地集中傾向が、南北真志野地域をとれば、明瞭に看取されるのである。また集中の規模は両中沢家に比すれば小さいが、北真志野の金子治幸家、金子捨助家も明治 9 年より 36 年までに、土地を集中してきている。そして関初平家も、明治 18 年、19 年に中沢佐金治家、金子捨助家に耕地を売却しているのである。

中沢両家に代表される如く、南北真志野においては、明治 9 年以前に土地集中が既に進行していたものといえるであろう。明治 9 年以降では、金子治幸家、金子捨助家にみられるように、1 町～2 町層の耕地所有の拡大、明治 21 年以降では 5 反以上所有者の耕地拡大という傾向が土地移動に関する限りでは明らかである。一方、明治 9 年に見出される、多数の零細耕地所有者は、明治 21 年にさらに、その比率を高め、明治 36 年においても、土地所有規模別構成において、その形態を

第8表 北真志野主要土地所有者

		明治9年	明治21年	明治36年
中沢正英	田畑	} 698.13	733.17	742.11
			82.15	75.21
中沢磯右衛門 ^註	田畑	} 1,014.13	472.03	618.17
			112.09	157.23
* 金子治幸	田畑	} 92.12	274.20	322.10
			54.12	78.15
金子捨助	田畑	106.21	183.23	267.21
		40.00	61.13	108.24
金子治左衛門	田畑	} 278.19	238.16	238.08
			45.24	60.05
* 金子寅吉	田畑	} 219.09	160.24	91.27
			75.02	49.26
* 藤森庄兵衛	田畑	} 198.27	146.09	151.27
			35.19	38.27
* 藤森富左衛門	田畑	} 230.11	115.07	203.11
			38.23	144.24
* 関伊助	田畑	142.14	92.26	155.06
			31.13	25.09

備考 明治9年「持地名寄帳」

明治36年「土地所有者名寄帳」

註 1. 中沢磯右衛門 明治17年の土地所有状況

	田	畑
南真志野	446.00	48.18
北真志野	307.15	123.07
その他	60.26	8.17
計	814.11	180.12

* は明治11年器械製糸出願者である。

変えるものとはなっていない。かゝる土地所有の構成をもつ南真志野において、いかなる農業構造をもって農家が再生産されてきたかを、概観しながら、土地所有規模別構成・土地異動の意味を次に検討しよう。

3 湖南村農業構造

これまで述べたように、南真志野においては、耕地所有規模別農家構成によれば、5反以下所有農家の多数存在という所有の零細性が見出された。これら農家の経営規模、経営組織を知る資料を欠くことから、南真志野の農業構造を我々は明らかにしえない。たゞ、湖南村全体の数字によって農業構造の概観を示すにとどまる。

湖南村耕地面積の年次別変化は第9表にみられるように、水田面積では大きな変化はなく、明治

第9表 年次別田畑面積

	田	畑	計
明治8年	240町	171町	411町
〃 15年	239	170	409
〃 25年	239	171	410
〃 35年	238	180	418
〃 44年	241	180	421

備考 明治45年・大正3年「農工商書類」湖南村役場

初年以來ほゞ240町歩、畑は明治8年から35年までに10町歩増加している。しかし、他の資料によると明治25年に、水田11町、畑10町歩、明治40年にも畑9町歩が前出数字より少なくなっている。(第10表) 後者の数字によれば、田畑いずれも増加してきたことになる。一方農家戸数は、明治25年から40年までに68戸、1割3分増加しており、1戸平均耕地面積は7反7畝より7反2畝に縮小しているが、1戸平均7反5畝前後であることは、所有規模の零細性からみて、所有規模と経営規模の分離が一応考えられうる。

明治初年における小作地率は明らかにしえないが、明治25年では、総耕地面積の43.4%、水田面積の45.2%、畑面積の約40%が小作地となっている。すなわち、北真志野の中沢両家にみられるような土地集積、そして貸付地主化が、湖南村においても進行していたものといえよう。しかしながら湖南村の範囲では、中沢両家をしのぐ土地所有者は現われていない。明治24年の「湖南村税戸割等級表」(第12表)によると第1等級税額5円は中沢正英(佐金治)、第2等級、税額2円30銭は中沢担六郎(磯右衛門養子)、北真志野の金子治左衛門(第8表参照)田辺部落の小松甚之丞(明治20年耕地所有規模、3町2反7畝)となっており、その等級、税額はほゞ土地所有規模を示している。中沢磯右衛門は5等級に位置しているが、2等級の担六郎と合すれば、税額3円90銭となり、中沢正英には及ばぬが2位を占めることになる。税額2円～2円30銭の2.3等級にある者の土地所有規模は、ほゞ3町前後、1円60～1円80銭が2町5反前後、1円40銭が2町前後となっている。それ以下の税額でも、2町以上所有する

第 10 表 自小作別耕地面積

	明治 25 年			明治 40 年		
	水 田	畑	合 計	水 田	畑	合 計
自作地	125 町	97 町	222 町	151 町	102 町	253 町
小作地	103	64	167	89	69	158
合 計	228	161	389	240	171	401
自作地	54.8	60.3	56.6	63.1	59.7	61.5
小作地	45.2	39.7	43.4	36.9	40.3	38.5
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0

備考 明治 25 年「湖南村農工商物産調査」

明治 41 年「湖農号綴」湖南村役場

第 11 表 自小作別農家戸数及び一戸平均耕地面積

	自作農	自小作農	小作農	計	一戸平均水田面積	一戸平均畑面積	一戸平均耕地面積
明治 25 年	262 戸	112 戸	128 戸	502 戸	45 畝	32 畝	77 畝
明治 40 年	212	218	140	570	42	30	72

備考 前表と同じ

第 12 表 明治 24 年湖南村税戸階級表

等級	税 額	人 数	内 訳				備 考 (南北真志野納税者氏名)
			北 真	南 真	田 辺	大 熊	
1	円銭 5.00	1	1				中沢正英
2	2.30	3	2		1		中沢担六郎(磯右衛門養子)金子治左衛門
3	2.00	6	2		3	1	西沢平左衛門, 金子治幸
4	1.80	3	1		1	1	藤森周右衛門
5	1.60	4	2		1	1	中沢磯右衛門, 金子捨助
6	1.40	5	2		3		金子寅吉(寅次郎)中沢清左衛門
7	1.20	11	3	1	3	4	*金子長内, 藤森三平, 上原係兵衛, 中沢六郎兵衛
8	1.10	7		1	4	2	**中沢盛雄
9	95	7	1	2	2	2	*関初平 *藤森宗治, 上原乃婦
10	85	9	1	1	4	3	*原佐七. 金子岩吉

備考 湖南村「村会議事録」 * 南真志野納税者 ** 中沢磯右衛門分家

者も見受けられるが、ほぼ土地所有規模に照応しているといえよう。中沢両家を除けば、湖南村では明治 24 年に耕地所有規模の最高が 3 町 8 反であり、小作地率が 45% にのぼりながら大規模な土地集積が全般的にみられず、4 町以下の小地主による耕地貸付が行われていたものといえよう。中沢両家の土地集積は、既に示した如く、明治 9 年以前に大部分が進められており、明治 9 年から 21 年の間では、南真志野に関する限り、耕地異

動の下向傾向が、進行したが、それは、一方における大規模な土地集積には結集せず、そして明治 40 年の小作地率では、明治 25 年より、湖南村全耕地面積でみると約 5% 減少しているのである。自作地水田は明治 25 年の 125 町より、151 町に増加している。この間、水田面積は 12 町歩、第 10 表によれば増加しているが、それを差引いても、14 町歩、既水田の自作地化が進んだことになる。畑については、総面積が 25 年より 10 町

歩増加し、そのうち自作地と小作地が5町歩づつである。南真志野の耕地異動で示される如く、この時期に5反以上層の耕地所有規模の拡大がみられたのであるが、この傾向は、自作地増加の傾向であったと考えられるのである。この傾向は自小作農増加をその主たる内容としている。明治25年に比し、明治40年には自作農は50戸、19%減少しているが、自小作農は106戸、90%増加し、小作農も9%の増をみせているので、農家戸数は、68戸増加している。すなわち、自作農は減少しているが、自小作、小作、そして、総農家

第13表 明治9年湖南村生産物

品目	数量	金額
		円銭厘
米	4,143石3斗	15,537.375
大麦	32石1斗	48.150
小麦	133石2斗	372.960
大豆	255石2斗	1,036.343
小豆	19石4升	59.024
粟	40石8斗8升	877.770
ひえ	70石	84.000
そば	38石5斗	115.500
きび	6斗2升	1.550
繭	1,655貫60匁	1,986.072
空繭	16貫982匁	382.095
生糸	117貫127匁	2,602.617
真綿	31貫327匁	78.318
麻	84貫600匁	84.600
木綿糸	210貫	420.000
麻糸	6貫150匁	13.530
蚕糸	15貫	120.000
絹布	220反	264.000
麻布	45反	15.000
木綿布	1,680反	1,092.000
清酒	165石	1,155.000
焼酎	16石	160.000

備考 「明治九年物産取調書上帳
第一月 湖南村」

戸数が増加し、また総耕地面積、自作地面積が増加するという推移をみせている。

先に述べた如く、農家戸数が増加し、1戸平均耕地面積が、7反7畝から7反2畝に約5畝減少しながら、自作地化が微弱ながら進行する条件に

ついて、若干、考察を試みよう。明治9年湖南村「物産取調書上帳」によると、粗生産額、約2万5千600円中、米穀類1万7千300円(内、米1万5千500円)、糸麻類約7,000円、酒類1,300円となっており、米が圧倒的地位を占めているが、養蚕・製糸・綿布・綿糸生産も湖南村において、かなり重要な位置にあったと思われる。

米生産量の年次別変化(第14表)をみると米反収は年々、かなりの変動をみせているが、その反収は明治20年代、40年代ともに2石水準を超えていない⁽¹⁾。すなわち、明治年代では、反収の上昇が村の平均からみる限りでは示されておらず、そしてその変動の激しさは、諏訪湖の汎濫を一因としている。

明治年代、米生産の発展がみられないのに対し、養蚕、製糸は著しく発展した。明治25年の湖南村「輸出入表」(第15表)をみると生糸3,000貫、約145,000円を神奈川県に輸出している。同じく明治25年の「生糸及屑物物産額」(第16表)では、生糸生産量は2,600貫であり、そこに400貫の差がみられるのであるが、いずれにせよ明治9年に比し、22倍から25倍、生産が伸びている。また繭生産量は、玉繭、屑繭等を合すると1,000石となっている。繭価格は石あたり、33円位となっており、玉繭、屑繭価格は明らかではないので、繭生産額のみを推算すると約28,000円となる。明治25年の米価は湖南村では9円と記されており、収穫高は4,250石、従って生産額は約38,000円である。明治9年の米と繭の生産額の比は7.7対1の割合であったが、明治25年にはほぼ4対3の割合となる。米価、収穫高、取繭量、価格ともに当時の平均ではなく、正確な対比

⁽¹⁾ 湖南村大熊集落の藤森平右衛門氏の資料(常盤政治「農家経済の再生産構造と農民層の分解」〔三田学会雑誌53巻7号〕)によると、明治より大正3年頃までの反当収量は1石8斗から3石3斗の間を変動している。また隣村中洲村1家の反収(海野福寿「明治初年における小農の発展形態」〔歴史学研究〕1950.1. No. 227)は明治9年にすでに3石をこえ、10年代20年代を通じ3石3斗から3石5斗に達している。この事例より、諏訪中筋地域の米反収は湖南村平均反収に示される反収より高かったものと推察される。

第 14 表 年次別米収穫高・反当収量

年次	米収穫高	米作付面積	反当収量	畑面積	桑園面積
明治 9 年	4,143石	反			
22	880	** 2078	4 斗 2 升 4 合		
23	4,000	** 2078	1 石 9 斗 2 升 5 合		
24	3,804	** 2078	1 石 8 斗 4 升 7 合		
25	4,243	** 2078	* 2 石 4 升 1 合	1608 反	(744 反)
26	3,871	** 2078	* 1 石 8 斗 6 升 2 合		
27	4,427	2278	* 1 石 9 斗 5 升 5 合		
28	4,199 註 1	2278	* 1 石 8 斗 5 升		
29	2,655 註 2	2263	* 1 石 1 斗 8 升		
30	3,517	2158	* 1 石 6 斗 5 升 3 合		
31	5,039	2196	* 2 石 3 斗 3 升		
40	4,086	2416	* 1 石 7 斗	1724 反	(1724 反)
41	3,709	2319	* 1 石 6 斗		
42	5,116	2436	* 2 石 1 斗		
大正 2	4,558	2279	* 2 石		

備考 明治 9 年「物産取調書上帳」 明治 40 年～42 年「農工商書類」湖南村
 明治 22 年～32 年「農商工事統計表様式(一)」湖南村 大正元年「農工商書類」湖南村
 註 1. 「本年収穫高前年ニ対シ五分一厘減額センハ土用中霖雨ノ為ニヨル」
 註 2. 「本年前年ニ比シ三割六分減センハ七月以降霖雨洪水ノ為没水回数ニシテ荒地トナリタル田地アルニ因ル」
 * 粳米の反当収量
 ** 粳米のみの作付面積と思われる。

第 15 表 明治 25 年輸出入表

	品名	仕入先 仕向先	数量	価格	単価
輸 出	生糸	神奈川県	3,006 貫	144,889 円	1 貫 48 円 20 銭
	蚕種	東築摩郡 上下伊那郡	2,400 枚	2,400 円	1 枚 1 円
	氷豆腐	山梨県	455,000 連	1,820 円	100 連 40 銭
輸 入	繭	山梨県, 栃木県, 小泉郡, 佐久郡, 東築摩郡, 上伊那郡	2,370 石 7 斗	84,871 円	1 石 35 円 80 銭
	蚕種	安曇郡	100 枚	120 円	1 枚 1 円 20 銭
	蚕種紙	小泉郡	1,000 枚	84 円	1 枚 1 銭 2 厘
	大豆	上伊那郡, 東築摩郡	110 石	770 円	1 石 7 円
	薪	上伊那郡	668,000 貫	6,680 円	1 貫 1 銭
	刻煙草	山梨県	70 貫	119 円	同 1 円 70 銭
緑綿	"	100 貫	135 円	同 1 円 35 銭	

備考 明治 25 年「農工物産調表」 湖南村

は求められないが、一応、養蚕の、湖南農業における地位をうかがわせるのである。

明治 9 年における桑畑面積は不明であるが、明治 25 年には畑面積 161 町歩中、桑園が 74 町

4 反となっており、半ばには達していないにせよ、明治 9 年以降、畑の桑畑への転換がかなり急速にすめられたものと思われる。そして明治 40 年までには、畑地はすべて桑園に化している。明

第16表 生糸及屑物産額

製糸石数	6戸
釜数	169ヶ
工員数	200人
原料額	2,905石
生糸産額	2,615貫
屑物産額	581貫

備考 15表に同じ

第17表 1. 明治25年繭及蚕種産額

	養蚕戸数	蚕種掃立枚数	繭	天繭	出殻繭	屑繭	合計	蚕種製造高	
								原種用	製糸用
春蚕	470戸	860枚	636.0石	73.0石	2.0石	37.0石	748.0石	100枚	810枚
夏蚕	400	320	171.0	28.6	5.3	15.1	220.0	500	3,400
秋蚕	150	80	51.3	1.3	0.2	3.2	56.0	20	90
合計	1,020	1,260	858.3	102.9	7.5	55.3	1,024.0	620	4,300

備考 15表に同じ

2. 明治40年繭収穫高

	掃立枚数	収穫高
春蚕	698枚	890石
夏蚕	651	949
秋蚕	659	894
計	2,008	2,733

備考 明治41年「湖農号綴」

治40年には、収繭高2,700石、明治25年の約2.7倍、米収穫高は4,000石であり、養蚕は湖南農業において、米作を遥かにしのぐ位置にたったものといえよう。明治41年湖南村「農業経済上ニ関スル調査」(郡長当)によると次の如く報告されている。「養蚕ハ近時当地方ニ於テ他ノ農業ノ副業タル位置ヲ脱シ殆ド主業トナルニ至リ之レガ一盛一衰ハ農家経済ニ及ボス」「影響少カラズ蓋シ本村ノ如ク勞力欠乏シ土地又狹隘ナル場所ハ三期(春・夏・秋蚕〔筆者註〕)ヲ通ジテ拡張シ勞力ノ平均ヲ計リ又桑園ヲ改良シテ其利用ヲ図ルヲ上策トスルヲ以テナリ而シテ右拡張ニ伴フテ起ル可キ桑葉量ノ不足現今ハ桑園反別百七十二町歩ノ改良ヲナス中ハ充分補ヒテ余リアルモノト認ム但シ将来水田ヲ変更シテ桑園トナスモノ増加スル中ニ米作ニハ多少ノ影響ヲ与フルコトアル可

シ」(「湖農号綴」)

湖南村における繭と生糸を主軸とする経済構造の確立は明治20年代から30年代にかけてのことと思われる。明治10年代には養蚕・製糸の顕著な発展が認められるにせよ、農業の中心はなお米作であった。米作が中心であり、平均4反の水田、畑では養蚕以外にみるべき商品生産が発達せず、その養蚕も発展の緒についたばかりの事情の

もとでは例え米生産力が諏訪地方は就いていわれるように3石に近い高水準にあらうとも、湖南村では明治10年代に農民層の分化が進行せざるをえなかったものといえよう。

明治21年より36年にかけての南真志野耕地異動の上向的傾向、明治25年より40年にかけて湖南村における微弱ながらも自作地の増加の傾向、また農家戸数の増加は、養蚕業と器械製糸業との発展と結びついたものにほかならない。明治25年の「輸出入表」では、輸出額の97%が生糸となっており、其の他品目は蚕種および水豆腐であり、明治9年に産出されていた綿糸・綿布は「輸出」品目に現れていない。一方「輸入」は90%が繭であり、6%が製糸用の薪である。すなわち明治25年までに湖南村の「輸出入」構造は製糸業を基軸とする構造をとるにいたっている。かかる構造をとるにいたった製糸業の発達の条件について、次に検討してゆこう。

2. 南真志野における製糸業発達の諸条件

1 器械製糸業者と土地所有

前節で述べた如く、湖南村では、耕地所有の零細化が、既に明治初年において見出され、明治9

年より 21 年の間の南真志野の所有規模別農家異動から知られるように下向化傾向が進行した。土地所有規模の零細化、縮小は、農民層分化、分解の結果を示すものにほかならない。しかし、湖南村では、その一方に大規模な土地集積がこの時期に展開されず、1町から3町未満の土地所有者の手に耕地は集中されてゆく。このような農業構造のもとで、器械製糸業資本は如何に蓄積され、発展してゆき、農業構造に影響を与えていったのであろうか。

湖南村において器械製糸業が開始されたのは明治 11 年頃である⁽⁴⁾。明治 11 年に「器械製糸出願届」が出されており、そこに名が記載されているのは 14 名(第 18 表)であった。これらの人々の土地所有規模をみると、2町以上 4 名、1町～2町 2 名、1町以下 1 名、不明 4 名となっている⁽⁵⁾。そしてこれらの人々を集落別にみると南真志野 4 名、北真志野 6 名、大熊 2 名、不明 3 名であり南北真志野の出願者が 10 名を占めている。このうち 7 名は、南北真志野主要土地所有者として既に第 6 表、8 表で示した人々である。

器械製糸出願者の大半は、湖南村においては、

⁽⁴⁾ 明治 18 年、関利右衛門が共進会出品に際し、それに付した「生糸解説」中の「業務沿革総説」に次の如く記されている。

「旧来ヨリ生糸製造ニ事セシカ明治 10 年上州富岡ノ器械ヲ一覽シ之ニ倣ヒテ工女 10 人取器械ヲ設置シ製造ニ勉勵ス同 11 年ニ至リ工女 6 人ヲ増加シ同業ト相謀リ東英社ト称ス 1 社ヲ設置シ生糸良製を一体トスル事ニ尽カシ盛大ナラン事ヲ專要トセリ同 12 年横浜共進会ニテ四等褒賞ヲ賜ル同 15 年ニ至リ社中ト協議シ一層盛大ナラン事ヲ欲シテ水利ノ便ヲ謀リ工女 20 人繰ニ増加シ社中ト共ニ相互ニ検査方法ヲ設ケ生糸ニ改良ヲ加ヘシニ依リ年度ニ製糸高を増加シ追々横浜売先ニ声価ヲ得同年ヨリ 16 年ト好値段ニ販売ス其年ノ相場ニヨルモノトイヘトモ 17 年ノ如キハ 16 年ヨリ大井ニ売先都合ヨク価格モ宜シキニ付テハ今後弥社中協議シ多額ヲ産シ盛大ナラン事ヲ望ム」

明治 12 年共進会出品に際しての解説では「明治 11 年月炭火ヲ要スル蒸気器械ヲ模造シ水車ヲ仕掛」「平野村中山社ヨリ女教師小松かねヲ雇入レ伝習ス」と記されている。

⁽⁵⁾ この不明者は、湖南村における一町以上耕地所有者を名寄帳によってひろった資料に見当らぬことから一町以下の所有規模であると思われる。

上位の土地所有者があったことが知られる。器械製糸を開始するにあたっての資金をいかに蓄積したかは後の研究をまたなければならないが、その資金の一部は農業部面での剰余を要素としていたことと思われる。しかしそれのみではなく、南真志野の関初平家では、幕末より座繰製糸を行っており、糸取引にも参加しているのであり、繭購入資金等を近隣の者から借入している⁽⁶⁾のであるから、農業部面での剰余を唯一の資金としていたものではない。南真志野において、器械製糸を出願した金子吉右衛門家は明治 9 年における土地所有規模は 5 畝に過ぎないのである。

明治 11 年器械製糸業が開始されて以後、明治 26 年までの 15 年間に器械製糸業者は大きく変動しながら減少していった。明治 11 年に出願した 14 人のうち、明治 13 年に製糸を行っている者は 9 名、新規 2 名、不明 2 名、廃止 4 名さらに、明治 16 年には、明治 9 年より引き続く者は 6 名、明治 26 年には 5 名に減じている。このうち 4 名が今次大戦によって解散する迄残った。

明治 11 年に器械製糸出願者の土地所有規模の明治 9 年と明治 21 年の変化の仕方を見ると次のことが知られる。明治 9 年より、明治 21 年の所有耕地規模が大きいのは金子寅吉家、金子治郎右衛門家、関利右衛門家の 3 人に過ぎず、他は、金子長内家の 8 反余を最高に耕地を減じている。南真志野の耕地異動で示した如く、この時期においては、耕地 1 町歩以上所有者は規模縮小より、所有規模拡大傾向がうかがえたのであるが、器械製糸業者は規模を縮小していたのである。このことは、南真志野に限らぬ傾向といえる。所有規模を拡大した 3 名のうち、関利右衛門を除き、明治 16 年までに製糸を止めているのである。むしろ、製糸を廃止して土地所有を拡大したものといえるであろう。また、明治 13 年に、新規に製糸業者として名を現わす、南真志野の関喜平次、藤森銀左衛門はいずれも、明治 9 年の耕地所有規模は 5 反前後であり、明治 19 年までには製糸を止めている。すなわち、1町以下の零細土地所有者は、製糸業において伸び難かったものといえよう。明治

⁽⁶⁾ 古島敏雄「製糸労働者の歴史」(岩波新書)

第18表 器械製糸業者年次別釜数

明治11年器械製糸出願者	部落名	明治9年	明治21年	明治36年	明治12年2月		明治13年		明治16年	明治19年	明治26年
		所有耕地	所有耕地	所有耕地	拾人取以上製糸業者	釜数	製糸業者名	釜数	釜数	釜数	釜数
牛山保藏	大熊	不明			牛山保藏	12	左に同じ	16	25	22	34
金子長内	南真志野	222.07	141.03	225.09	金子長内	20	"	20	25	26	30
関初平	南真志野	200.21	157.14	202.24	関初平	10	"	10	13	20	39
関利右衛門	"	108.13	136.10	214.09	関利右衛門	17	関利右衛門	17	18	24	40
関伊助	北真志野	142.14	124.09	181.15	関伊助	18	左に同じ	18	40	30	46
金子寅吉	"	219.09	235.26	141.23	金子寅吉	20	"	15	—	—	—
金子治郎右衛門	"	92.12	329.02	400.25	金子治郎右衛門	20		—	—	—	—
藤森富左衛門	"	230.11	154.00	348.05	藤森富左衛門	12	藤森富左衛門	12	15	15	—
藤森庄兵衛	"	198.27	181.28	190.24	藤森庄兵衛	12	藤森庄兵衛	12	—	—	—
宮坂平吉	"	不明			藤森甚右衛門	10	藤森甚右衛門	10	13	15	—
金子吉右衛門	南真志野	5.00			金子吉右衛門	5	金子吉右衛門	5	—	—	—
増沢源之丞	大熊	119.28	106.12		関喜平次	5	関喜平次	5	14	—	—
関兼藏	不明	不明			藤森銀左衛門	4	藤森銀左衛門	4	—	—	—
藤森甚太郎	"	不明			関軍藏	4	関軍藏	4	—	—	—
					遠藤元右衛門	—	遠藤元右衛門	—	11	—	—

備考 明治12年, 13年, 16年, 26年器械製糸業者氏名, 釜数は, 「信濃蚕糸業史」による
明治19年, 東英社「当社揚返場新築費立私控」

初年における製糸業は, 繭生産量, 繭価格, 生糸価格の極めて大きな変動により総じて, 横浜開港後, 市場条件が有利に展開されながらも, 極めて不安定な生産条件の下にあったのである。従って生産が続けられ得る為には, 金融条件が整備されていなければならなかった。

明治15, 6年における関初平家の資金借入状況を「大宝恵」によってみると, 借入額は年によって大きく異なっているが, 借入時期は7月, 繭購入の為の資金借入である。借入先は村内および周辺町村の個人で, その額は最高300円となっており, それらの人々の性格は明らかにしえないが, 300円から50円を貸付けている者の中には耕地所有規模1町前後の者があり, 200円を貸付けている伊藤長右衛門は田辺集落の最大耕地所有者であり, そのほか, 北真志野の中沢佐金治, 金子捨助(第8表出)が各々100円, 80円の貸付けを行っている。明治15年には, 既に第九五国立銀行, 第十四銀行, 佐久銀行, 第十九銀行等の出張所が下諏訪に設けられているが, 銀行貸付けを受けていない。利率も1割8分から2割が通常となっていて最高月2割のものも見受けられるので

ある。明治18年, 中金子の矢崎豊吉から300円借入を受けているが, 4反5畝18歩の地所書入れを行っていることが「大宝恵」に記されており耕地所有は借入の条件であったといえよう。また明治17年金子の岩波辰治からの300円の借入は, 藤森宗治が請人となっている。藤森宗治は, 関初平の実家であり, 南真志野における主要な土地所有者である。300円以上を借入する時には, 土地を担保とするのが普通であったといえる。すなわち, 明治初年において製糸業を維持発展させるためには, 耕地所有を不可欠の条件としていたのである。耕地所有は金融を受ける条件であり, 明治11年に器械製糸を開始した人々が, 明治21年に耕地を減少させ, また明治36年に旧に復するか, それ以上の耕地を所有したのも資金借入の基礎を確保する意味をもっていたのである。固定資本に比べ, 極めて大きい繭仕入資金, 賃銀, 燃料費等の流動資本を多額に要する製糸業において, 固定資本は担保の対象とはなり難かったのである。

初期器械製糸業に対する融資が個人によって行われていたことは関初平家文書によって明らかに

されているが、その貸付利率の高さは、製糸業の極めて不安定な状況を示すと同時に、融資すべき貨幣が、総じて不足していたことにもよった。関家の、明治 15, 6 年の借入先は、極めて南真志野集落の者が少なく、村内では田辺、大熊、北真から借り受けている。明治 20 年になると、利率は 1 割 2 分 5 厘となり「蛹代金」「蛹代残り分」を「入用ノ節」まで貸付ける形態があらわれてくる。そして小口の 10 円、20 円を貸付ける者の数が増加する。明治 20 年には、横浜生糸輸出問屋より 6 月 28 日に蛹代 200 円が、北真志野の製糸業者関伊助を通じて貸付けられ、翌 23 年には 150 円が貸付けられ、「浜借入」が行われるようになる。

個人の貸付は、明治 38, 9 年には、「預ケ」とかゝられている。こゝでは個人の余裕金が、銀行に代って製糸業者に対して安全な利殖の途として預けられているのである。そして、預ける者は、耕地所有面積 5 反～7 反の者が判明した限りで、7 名あり、100 円～200 円を預けその利率は 1 割 2 分期限は「入用ノ節」となっており、利子は年々加算される。養蚕経営の拡大により、5 反歩所有者の中には余剰を生み出す者がみられてくるのである。一方製糸資本の蓄積、増大により金融の条件としての土地所有の意義が失われてくるのである。

2 共同出荷組合、東英社の成立

明治 20 年、「浜借用」が行われるようになったのは、横浜輸出問屋の生産者との直結、生産物確保の手段ではあったが、この貸付けは、器械製糸業者の共同出荷、品質統一を主目的として明治 11 年結成された任意組合「東英社」を通じてのことであった。取り引きにおける荷口の大量化、横浜問屋との直接取引は小規模生産者が自己の生産物を有利に販売する手段であった。東英社は明治 11 年、湖南村の製糸業者のみではなく、隣接の有賀村、豊田村の製糸業をも含めて、北真志野の関伊助を中心として結ばれたものである。このような出荷組合は明治 10 年代に、明治 9 年の糸価暴落を契機に諏訪地方に続々と結成されている。

東英社の組織および機能は明治 13 年に作成された東英社申合規則草案（関利右衛門文書）によってうかがい知ることが出来る。これは草案であり、この通り定められたものか否か明らかではない。この申合規則においては販売に関する申合せのみではなく、この時期に品質検査、女工給料を定めていることが注目される。すなわち、

「明治拾三年東英社申合規則

第五月

生糸製造人申合定

第一条

- 一 此社名号者東英社ト唱フ可事

第二条

- 一 此社ノ本旨トスル処ハ旧来ノ弊風ヲ掃除シ商売ノ利右ヲ問ハス専ラ良糸ヲ製造シ外国へ売却シ然ル上ハ東英社ノ一端ヲ開ク事ヲ要ス

第三条

- 一 繭仕人方精々注意シ養蚕家互ニ不都合無キ様可致事

第四条

- 一 社長宅銘副社長一名設置社中一流ノ事務ヲ要ス

第五条

- 一 製糸方法ハ工女二十銘へ一名宛ノ教師ヲ置乱造無シ様注意可致事

第六条

- 一 工女雇人料給ノ事
工女上中下三等ニ区分ス其等給五升以上ヲ宅等トス 右給五合落ヲ以テ二等トス尤五升以下ニテモ糸高目ニ依テ一等準シ左ノ給料ヲ附ス可事

一等 金拾貳錢五厘 五升

但シ一升ニ付目方一分五厘落ハ二類ノ類へ入ル

二等 金拾壹錢 四升五合

但シ一升ニ付一分高ヨリハ宅等ニ入ル内五分落ハ三等ニ入ル

三等金 六錢 二升五合

第七条

- 一 製糸方ハ検査人一名置一ヶ月四度宛工女試

驗ヲ施シ糸目筋テニトル等兩度同一ヲ得ル者へ賞金施ス可事左ノ如シ

- 一等 賞金 拾貳錢
- 二等 // 六錢

第八条

- 一 生糸把毎ニ試験テントル糸ヲ相添出荷可致事

第九条

- 一 検査人給料ハ一箇ニ付金五拾錢宛急度差出シ可申事

第十条

- 一 生糸売却社長手数料ノ義ハ一箇ニ付金貳円宛尤横浜出荷ノ節ハ金三円ト相定候事

但シ出荷中存外日数相増候節ハ社中申合せノ上手数金相増可申事

第十一条

- 一 生糸出荷中不慮ノ損毛出来候節ハ其金員当荷高へ割合出金可致事

第十二条

- 一 生糸売揚代金万一社長自由ノ件ニ費シ候節ハ社中迷惑無キ様至急当人ヨリ弁返可致事

第十三条

- 一 生糸居払致度節ハ社長へ申出其上売却可致事

第十四条

- 一 横浜郵便ノ義ハ銘々ニ以テ相廻シ変化ノ節ハ大至急持廻シ候事

第十五条

- 一 糸売払ハ老等式等同通之節者ハ式等分一把ニ付金貳拾錢宛差出シ一等へ相渡シ三等迄同通ニテ売却相成シ節ハ三等ヨリ一把ニ付金七拾五錢ヲ差出シ万一四等迄込ニテ売払ノ節ハ一把ニ付金一円五拾錢宛差出此分者惣金高一割合可申事

第十六条

- 一 釜始シ節ハ社名手拭一筋宛猶又釜祝ノ砌リ白足袋一足宛工女へ与テ可事

良糸の生産、品質の統一は、原料の共同購入、と再練作業の合同、共同揚返しへと進む。共同揚

返場が新築されるのは明治 19 年であり、これとともに職制並に検査法がさらに細密化される。原料の共同購入は、明治 20 年代茨城県矢ヶ崎に出張所が設けられていることから知られるが、その購入繭は釜数に応じて荷分けされる。しかしすべての繭が共同購入されたのではなく、社員各人が、各々の資金を以て購入も行う。

組合を作ったことは、組合の連帯保証によって、金融を受ける道を容易にするものであった。「浜借用」が明治 20 年に東英社社長関伊助を通じて、関初平に行われているが、この時には、前記の藤森宗治が連帯保証人となっている。しかしそれが関伊助への保証であるか、浜への保証であるか明らかではない。銀行からの融資の道が開けるようになる時期は判明しないが、明治 34 年には、信濃銀行、実業銀行よりの繭購入資金が融資されている。その借入の仕方は、東英社として借入を受け釜数に応じて配分する。その返済方法は、浜借用は売上げごとに返済し、1 回ごとの返済額については定められていないが社員の中に期日までに支払えぬ者がある時には立替えが行われている。

共同販売組織の結成、横浜問屋との結びつきは、生糸買集めを行う地方商業資本との矛盾を通じて行われ、地方商人の没落を結果してゆくのである。繭価格、生糸価格の激変する明治初年に、器械製糸を開始した湖南村の上位土地所有者は、共同販売組織を結成しながら、経営規模を拡大してゆく。しかし明治 10 年代における経営の発展はなお急速なものではない。明治 20 年代後半より急速に展開する湖南村製糸業は、村内製糸労働力の不足を、既に 20 年代後半に見出す。労働力は当初伊那方面より雇入れられるが、漸次その範囲を拡大すると共に、また原料仕入れは、早くも明治 25 年以前に村外、遠くは、茨城伊豆にまで求めるにいたる。そして、製糸業者の土地所有はその貸付を通じて、繭及び労働力の確保の一要因をなしながら、資本蓄積、経営規模の拡大は、その機能を弱めて行ったのである。